



まとめ・インターバルの説明



かびやパンダ
令和7年度
相談支援現任研

社会福祉法人 大乗福祉会
相談支援事業所フロンライン
主任相談支援専門員 藤井 知佳

TEL:070-7579-9972 MAIL:soudanfrontline@gmail.com

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

1



インターバルで取組む 課題実習の目的

- 相談支援専門員は、経験を積み重ねても自己の振り返りが必要な業務。
- 研修時に自己の振り返りと他者からの助言・指導を受ける機会をもつ。
- 研修の合間に実地での課題実習として、基幹相談支援センター等に出向いての研修を組み入れることで、研修後も継続して助言等が受けられる場面を作る。

2



基幹相談支援センター と協働していく意義

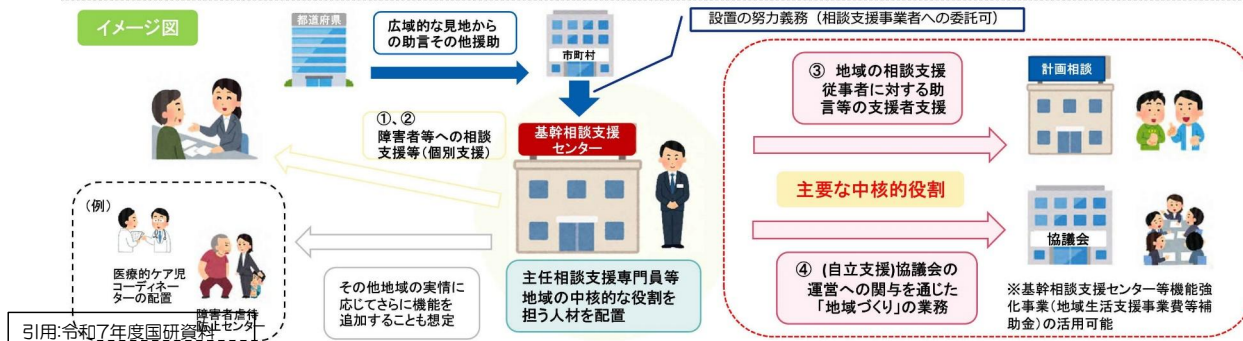
基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるもの**とする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)

③④が主要な「中核的な役割」
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**

イメージ図



3



継続的な学習(実地研修)

- インターバルにおいて、基幹相談支援の相談支援専門員と共に実践をふりかえる。
- 実地研修(OJT)を活用し、研修後も継続して助言等を受けることが出来る機会をつくる。
- 自らの実践をふりかえることで、実際の支援においても柔軟に対応できる。



4



経験学習サイクル



経験をそのままにせず、
ふりかえることで
新たな気づきを得る

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

5



インターバル期間の ながれ

事務局からメール	メール内容「〇〇基幹相談支援センターに〇〇月〇〇日の〇〇時に訪問をして実習を受けてください」
幹相談支援センター等に書類郵送	実習日3日前(土、日、祝日を除く)までに、基幹相談支援センター等に書類(実践報告(書式1-①)、様式1～5 インターバル報告書①(様式6)が届くように郵送する。(基本は訪問して行います。やむを得ず電話やzoom等を希望する場合は、研修事務局にご相談ください。)
実習	基幹相談支援センター等にて実践報告について助言を受ける。助言などに基づいて実際に支援を行う。
報告書まとめ	「取り組みとその効果」「基幹相談支援センターからの助言」「インターバルの気づき」について記入。3日目の演習で使用☆

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

6



インターバル期間に取り組む内容

- 事例検討で出たインターバル期間に行う事を実施する。
- 基幹相談支援センター等で実習をおこなう。

【作成するもの】

- ① インターバル報告書①
- ② 事前に提出したエコマップなど
※加筆などは赤字で上書き

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

7



インターバル報告書①

インターバル報告書①	
1. インターバルで取り組む内容や基幹相談支援センター等の共有方法	
①自己の振り返りや実践報告・検討を通して確認された支援者自身の気づき・グループメンバーからの助言	
②インターバル期間で行う取り組み内容	
②について基幹相談支援センター等との共有方法や必要とする助言(アポイントも含む)	
2. インターバル期間に取り組んだ内容・効果・基幹相談支援センターとの連携	
1-②の取り組みとその効果	
基幹相談支援センター等との共有内容や助言等	
インターバル期間の気づき(考察)	

各自で記入しグループで共有

ファシリテーター助言の内容

インターバル期間中に基幹相談支援センターなどで助言を受け、助言に基づき支援を実施

3日目の演習でグループ内で振り返りを行います。

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

8